

自動車登録規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について

平成20年10月31日

<問い合わせ先>

自動車交通局技術安全部自動車情報課

(内線 42117)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年9月4日から平成20年10月3日までの期間において、自動車登録規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集を実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、2名(法人含む)の方から2件のご意見を頂きました。

主なご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	お寄せ頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>ナンバーの表記については希望に対応出来るのであれば増やしても良いと考える。</p> <p>しかしながら、ナンバープレートの盗難や紛失してしまった物の表記のまま再交付出来る様にするべきである事と、番号が増えてしまったと云う事で三桁の車輛区分の現行ナンバーを作成した筈だが、今までの番号（2桁）も希望者には出すべきである。</p>	<p>ナンバープレートが盗難・紛失してしまった場合について、同様のナンバーを再交付してしまいますと、全く同じ表記のナンバープレートが2枚存在することになってしまい、悪用された場合の区別がつかなくなってしまうため、別のナンバーを交付しているものです。</p> <p>分類番号につきましては、自動車の登録台数が増加したことにより、3桁表記としましたが、ナンバープレートを作成している業者から「桁数の異なるナンバーを作成するにはそれに対応するための機器が必要となり、製造コストがかかるため困難」と聞いておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>「富士山」と「富士」や、「富士山」と「ふじ」、又は「富士山A」と「富士山B」等、容易に区別が出来るようにするべきではないでしょうか。</p>	<p>ご当地ナンバーについては、要綱に基づき当該地域の要望を元に導入を決定しております。</p> <p>今般の「富士山」については、ご意見のような考え方も検討しましたが、①当該地域の要望として「表記は山梨側と静岡側で表記を分けずに富士山としてほしい」という強い要望があったこと②行政事務上、地域名表示を同じにしても分類番号を分けることで確認が行えること③地域の一体性を生み出すという観点からは同じ地域名表示の方が好ましいこと等の理由から、ご意見のような区別はいたしませんでした。</p>